

患者の権利と責務



株式会社よんやく



本日の内容

- ・ 患者の権利についての歴史
- ・ 患者の権利について
- ・ 患者の責務について
- ・ おおぞら病院様が掲げる「患者の権利と責務」



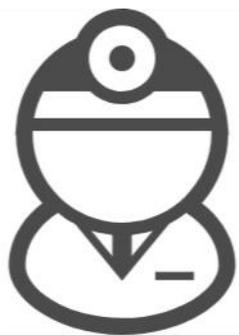
患者の権利についての歴史



患者の権利が認められるまで

「パターンリズム」

患者の治療について医師が最善を決定し、患者に施すこと。



医師

医師は患者のために
最善を尽くしている。
患者は医師の言われたことに
従ってあげればいい！

説明が不十分なまま
治療が進んでいく…。

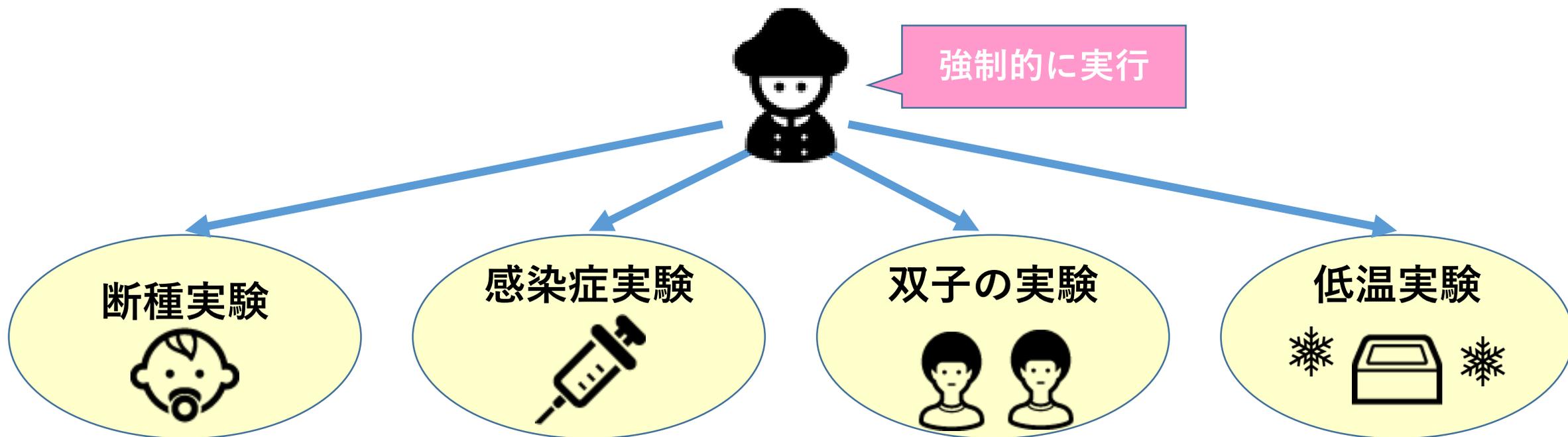
自分の意見を
治療に反映させられない。



患者

第二次世界大戦の影響

第二次世界大戦中…ナチスによる非人道的な医学実験が行われた



医師の考える「最善」に委ねていいのか？
医療を受ける患者の意思は軽視されていいのか？



患者の権利に関する宣言

ニュンベルク綱領

人体実験に関する一連の倫理原則

「被験者の自発的な同意は絶対に不可欠なものである」

「死亡または身体障害を負う傷害が発生すると信じる先験的な理由がある場合、実験を実施してはならない。」

「被験者が実験の継続が不可能であると思われる肉体的または精神的状態に達した場合、実験を終了する自由を被験者に与えるべきである。」

ヘルシンキ宣言

人を対象とする医学研究のための倫理的原則

「最善の治療であっても、安全性、有効性等は継続的に評価されなければならない」

「全ての人間に対する尊敬を深め、その健康と権利を援護するための倫理基準に従わなければならない」

「参加候補者が情報を理解していることを確認した後、自由意思によるインフォームドコンセントを求めなければならない」



インフォームドコンセントについて

インフォームドコンセント

治療について説明を行い、
患者から同意を得るプロセス。
患者自身が納得して医療を受ける。

インフォームドレフューザル

望まない治療については、患者が拒否を
する権利が保障されている。

以前は
パターナリズムが
一般的だった。



医療 = 治療行為

医療 = 説明 + 同意 + 治療行為

患者さんの知る権
利や自己決定権を
尊重。



医療従事者は、「与える」立場から患者さんと「対等」な立場へ



患者の権利について



リスボン宣言 序文

序文一部抜粋

医師は、常に自らの良心に従い、また常に患者の最善の利益のため
に行動すべきであると同時に、それと同等の努力を患者の自律性と
正義を保証するために払わねばならない。

医師および医療従事者、または医療組織は、この権利を認識し、擁
護していくうえで共同の責任を担っている。

法律、政府の措置、あるいは他のいかなる行政や慣例であろうとも、
患者の権利を否定する場合には、医師はこの権利を保障ないし回復
させる適切な手段を講じるべきである。



リスボン宣言 原則

1. 良質の医療を受ける権利

- a. すべての人は、差別なしに適切な医療を受ける権利を有する。
- b. すべての患者は、いかなる外部干渉も受けずに自由に臨床上および倫理上の判断を行うことを認識している医師から治療を受ける権利を有する。
- c. 患者は、常にその最善の利益に即して治療を受けるものとする。患者が受ける治療は、一般的に受け入れられた医学的原則に沿って行われるものとする。
- d. 質の保証は、常に医療のひとつの要素でなければならない。特に医師は、医療の質の擁護者たる責任を担うべきである。
- e. 供給を限られた特定の治療に関して、それを必要とする患者間で選定を行わなければならない場合は、そのような患者はすべて治療を受けるための公平な選択手続きを受ける権利がある。その選択は、医学的基準に基づき、かつ差別なく行われなければならない。
- f. 患者は、医療を継続して受ける権利を有する。医師は、医学的に必要とされる治療を行うにあたり、同じ患者の治療にあたっている他の医療提供者と協力する責務を有する。医師は、現在と異なる治療を行うために患者に対して適切な援助と十分な機会を与えることができないならば、今までの治療が医学的に引き続き必要とされる限り、患者の治療を中断してはならない。

2. 選択の自由の権利

- a. 患者は、民間、公的部門を問わず、担当の医師、病院、あるいは保健サービス機関を自由に選択し、また変更する権利を有する。
- b. 患者はいかなる治療段階においても、他の医師の意見を求める権利を有する。



リスボン宣言 原則

3. 自己決定の権利

- a. 患者は、自分自身に関わる自由な決定を行うための自己決定の権利を有する。医師は、患者に対してその決定のもたらす結果を知らせるものとする。
- b. 精神的に判断能力のある成人患者は、いかなる診断上の手続きないし治療に対しても、同意を与えるかまたは差し控える権利を有する。患者は自分自身の決定を行ううえで必要とされる情報を得る権利を有する。患者は、検査ないし治療の目的、その結果が意味すること、そして同意を差し控えることの意味について明確に理解するべきである。
- c. 患者は医学研究あるいは医学教育に参加することを拒絶する権利を有する。

4. 意識のない患者

- a. 患者が意識不明かその他の理由で意思を表明できない場合は、法律上の権限を有する代理人から、可能な限りインフォームド・コンセントを得なければならない。
- b. 法律上の権限を有する代理人がおらず、患者に対する医学的侵襲が緊急に必要とされる場合は、患者の同意があるものと推定する。ただし、その患者の事前の確固たる意思表示あるいは信念に基づいて、その状況における医学的侵襲に対し同意を拒絶することが明白かつ疑いのない場合を除く。
- c. しかしながら、医師は自殺企図により意識を失っている患者の生命を救うよう常に努力すべきである。



リスボン宣言 原則

5. 法的無能力の患者

- a. 患者が未成年者あるいは法的無能力者の場合、法域によっては、法律上の権限を有する代理人の同意が必要とされる。それでもなお、患者の能力が許す限り、患者は意思決定に関与しなければならない。
- b. 法的無能力の患者が合理的な判断をしようする場合、その意思決定は尊重されねばならず、かつ患者は法律上の権限を有する代理人に対する情報の開示を禁止する権利を有する。
- c. 患者の代理人で法律上の権限を有する者、あるいは患者から権限を与えられた者が、医師の立場から見て、患者の最善の利益となる治療を禁止する場合、医師はその決定に対して、関係する法的あるいはその他慣例に基づき、異議を申し立てるべきである。救急を要する場合、医師は患者の最善の利益に即して行動することを要する。

6. 患者の意思に反する処置

患者の意思に反する診断上の処置あるいは治療は、特別に法律が認め、かつ医の倫理の諸原則に合致する場合には、例外的な事例としてのみ行うことができる。



リスボン宣言 原則

7. 情報に対する権利

- a. 患者は、いかなる医療上の記録であろうと、そこに記載されている自己の情報を受ける権利を有し、また症状についての医学的事実を含む健康状態に関して十分な説明を受ける権利を有する。しかしながら、患者の記録に含まれる第三者についての機密情報は、その者の同意なくしては患者に与えてはならない。
- b. 例外的に、情報が患者自身の生命あるいは健康に著しい危険をもたらす恐れがあると信ずるべき十分な理由がある場合は、その情報を患者に対して与えなくともよい。
- c. 情報は、その患者の文化に適した方法で、かつ患者が理解できる方法で与えられなければならない。
- d. 患者は、他人の生命の保護に必要とされていない場合に限り、その明確な要求に基づき情報を知らされない権利を有する。
- e. 患者は、必要があれば自分に代わって情報を受ける人を選択する権利を有する。

8. 守秘義務に対する権利

- a. 患者の健康状態、症状、診断、予後および治療について個人を特定しうるあらゆる情報、ならびにその他個人のすべての情報は、患者の死後も秘密が守られなければならない。ただし、患者の子孫には、自らの健康上のリスクに関わる情報を得る権利もありうる。
- b. 秘密情報は、患者が明確な同意を与えるか、あるいは法律に明確に規定されている場合に限り開示することができる。情報は、患者が明らかに同意を与えていない場合は、厳密に「知る必要性」に基づいてのみ、他の医療提供者に開示することができる。
- c. 個人を特定しうるあらゆる患者のデータは保護されねばならない。データの保護のために、その保管形態は適切になされなければならない。個人を特定しうるデータが導き出せるようなその人の人体を形成する物質も同様に保護されねばならない。

リスボン宣言 原則

9. 健康教育を受ける権利

すべての人は、個人の健康と保健サービスの利用について、情報を与えられたうえでの選択が可能となるような健康教育を受ける権利がある。この教育には、健康的なライフスタイルや、疾病の予防および早期発見についての手法に関する情報が含まれていなければならない。健康に対するすべての人の自己責任が強調されるべきである。

医師は教育的努力に積極的に関わっていく義務がある。

10. 尊厳に対する権利

- a. 患者は、その文化および価値観を尊重されるように、その尊厳とプライバシーを守る権利は、医療と医学教育の場において常に尊重されるものとする。
- b. 患者は、最新の医学知識に基づき苦痛を緩和される権利を有する。
- c. 患者は、人間的な終末期ケアを受ける権利を有し、またできる限り尊厳を保ち、かつ安楽に死を迎えるためのあらゆる可能な助力を与えられる権利を有する。

11. 宗教的支援に対する権利

患者は、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を受けるか受けないかを定める権利を有する。



患者さんの権利

治療への
同意・拒否

セカンド
オピニオン

医療機関を
自由に選択

治療内容や
自分の状態を
知る権利



個人情報・
プライバシー
の保護

「最善の医療」を提供するためには、患者の権利を尊重する必要がある！

患者の責務とは

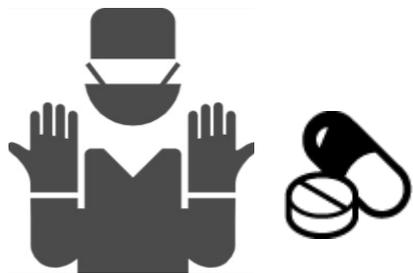


患者さんの協力が得られないと

患者

- ・ 自身の情報を偽る
(病歴、入院歴等)
- ・ 通院の拒否
- ・ 服薬の拒否
- ・ 生活指導の内容を受け入れない

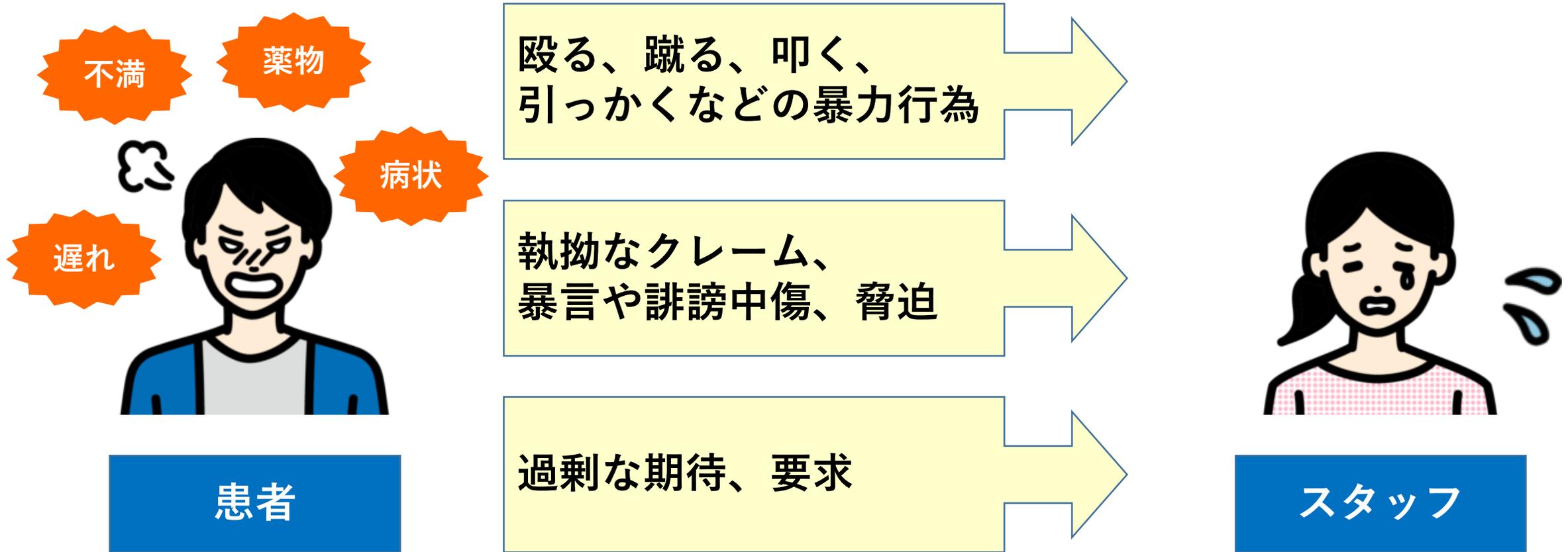
最善の医療を
提案・提供



最善の医療は
達成できない



患者の権利を超えた要求



すべての者には暴言・暴力の脅威にさらされることなく安全な環境で働く権利がある。

世界医師会：医療分野における患者およびその関係者による暴力に関するWMA声明 序文より



患者に求められる責任

自身の情報を
正確に伝える

治療に関心を持ち、
理解する努力をする

納得して同意した際は
医療機関の指示に従う



疑問や不安、希望が
ある場合は相談や
意思表示を行う

院内ルールに従い
迷惑行為は慎む

医療費の支払いを
遅延なく行う

最善の医療のためには患者の協力が不可欠！



おおぞら病院様が掲げる 「患者の権利と責務」



おおぞら病院様が掲げる「患者さんの権利」

1. 公正で質の高い医療を受ける権利
2. 診療にあたり十分な説明と情報の開示を受ける権利
3. 治療法について自ら選択し決定する権利
4. 診療情報とプライバシーの保護を受ける権利
5. 人間としての尊厳が守られる権利
6. 診断、治療法についてセカンドオピニオンを求める権利

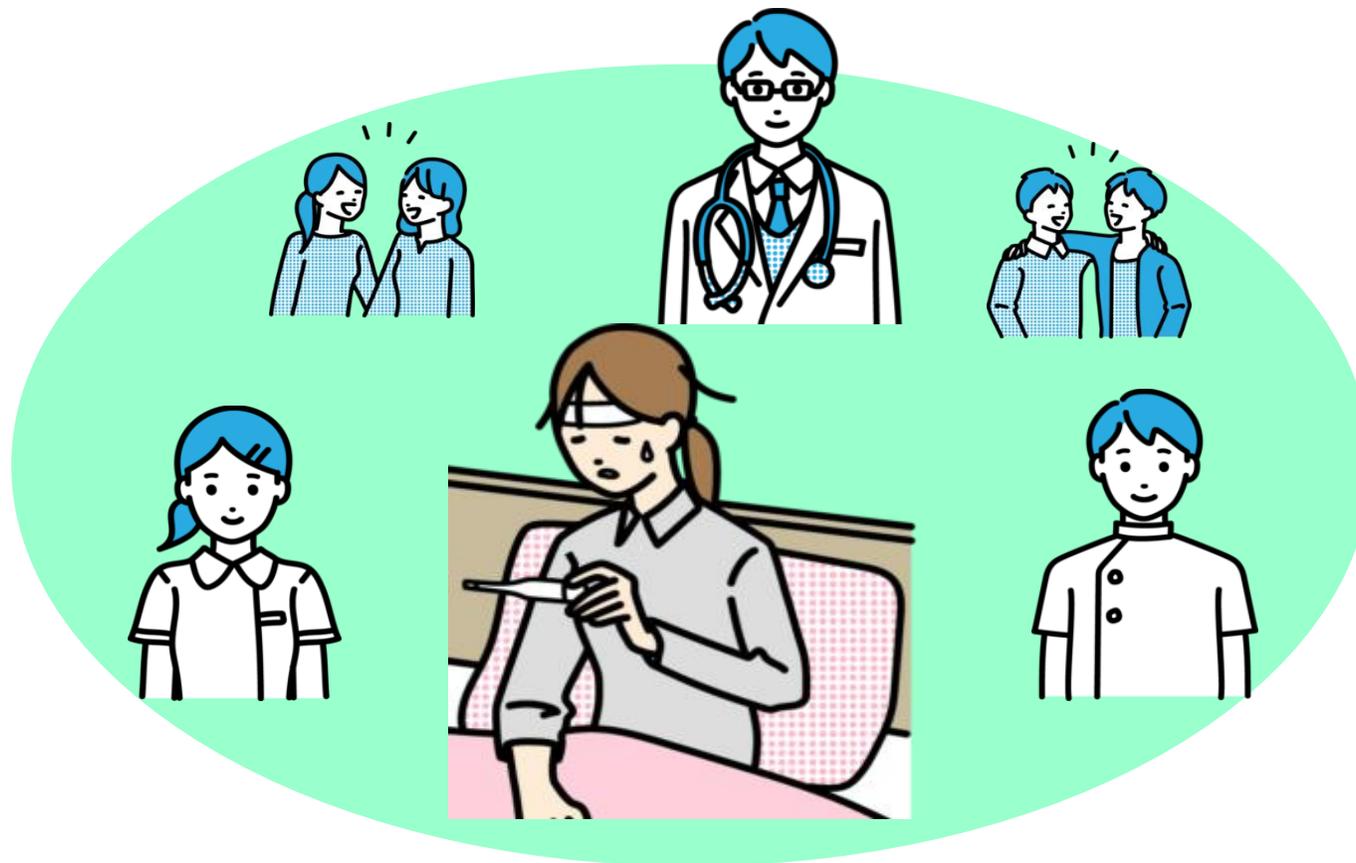


おおぞら病院様が掲げる「患者さんの責務」

1. ご自身の健康に関する正しい情報をお伝えください
2. 医療に主体的に参加してください
3. 病院内の秩序や医療従事者の指示をお守りください



ひとつのチームとして



相手に対する敬意を忘れず、自身の責務を全うすることが
医療に携わる全ての人に良い結果をもたらす



ご清聴ありがとうございました
お疲れ様でした



株式会社よんやく

まっすぐに、着実に。日々の積み重ねが生み出す、地域の幸せ。

